主

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告の趣意のうち、大阪高等裁判所昭和56年(く)第72号同年7月16日決定・刑事裁判月報13巻6・7号457頁、大阪高等裁判所平成4年(く)第197号同年12月18日決定・判例時報1445号174頁を引用して判例違反をいう点は、原判断は何ら上記各判例と相反するものでないから、所論は理由がなく、その余の判例違反の主張は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でない。

よって,刑訴法434条,426条1項により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

平成17年10月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	甲斐	中	辰	夫
裁判官	横	尾	和	子
裁判官	泉		徳	治
裁判官	島	田	仁	剆
裁判官	オ		千	晴